

⑥保全命令申立事件等

報酬の種類	弁護士報酬の額
着手金 (税込)	<p>①の着手金の額の2分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、①の着手金の額の3分の2 ※着手金の最低額は11万円</p>
報酬金	<p>事件が重大又は複雑なとき ①の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たとき ①の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したとき ①の報酬金に準じて受けることができる。</p>

※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。